

○令和2年10月27日（火）人権・同和教育LHRを実施しました。

◎ 主 題：「ハンセン病について考える」

ハンセン病は、かつて不治の病、遺伝による病気などといった誤った認識と、変形や機能障害が起こった場合、手・足・顔など、目につきやすいところにその症状が現れることから、患者やその家族に対する偏見や差別が存在した。また、ハンセン病が感染症であることが判明した後も、隔離政策によって、社会には「ハンセン病は恐ろしい感染症である」という過度の認識が広まり、偏見を助長することになった。このような認識不足や誤った政策が、患者・回復者、およびその家族の人権を侵害し、現在もその人権が完全に回復されたとはいえない状況にあることに気付かせ、ハンセン病について正しく認識させるとともに、ハンセン病だけでなく、様々な感染症に基づく差別をなくそうとする意欲を養う。

◎ 指導目標

- ・ハンセン病についての正しい知識と理解を修得し、ハンセン病回復者や家族の人権と尊厳が回復されて真の社会復帰が実現するためには、何が大切かを考えさせる。
- ・H I V感染者等に関する課題についても同様に正しい知識と理解が必要であることを認識させる。

◎学習活動

- ・DVD視聴によりハンセン病患者・回復者、家族の置かれた状況を知る。
DVDを視聴しながらワークシートに記入し、歴史的過程や、現在の療養所の実態等について理解を深める。
- ・誤った認識によりハンセン病患者・回復者がいわれのない差別を受けてきたことを理解する。
- ・「らい予防法」によって強制的に隔離され、患者・回復者、家族等の人権が侵害されたことを理解する。
- ・H I VやS A R S、病原性大腸菌O - 157 感染者等に対しても差別や偏見が同じように存在することを学ぶ。
- ・ハンセン病患者・回復者に関する人権課題は、H I V感染者等に関する課題と共通することを学習する。
- ・噂や流言に惑わされて、正しい事実を知らないまましていると、知らず知らずのうちに差別者になる可能性があることを理解する。

